

第 6 回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年 7 月 6 日（火） 午後 1 時30分

場 所：田代町総合開発センター 2 階 集会室

会議の次第

- 1．開 会
- 2．委嘱状の交付
- 3．正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員の紹介
- 4．あいさつ
- 5．議 題
 - (1) 報 告 1
 - 報告第 8 号 大館市・比内町・田代町合併協議会規約
 - 報告第 9 号 大館市・比内町・田代町合併協議会の規約等に関する確認書
 - 報告第 1 0 号 大館市・比内町・田代町合併協議会諸規程
 - 報告第 1 1 号 比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについて
 - (2) 協 議
 - 協議案第 1 6 号 大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程案
 - 協議案第 1 7 号 平成 1 6 年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第 1 号）案
 - 協議案第 1 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
 - (3) 報 告 2
 - 報告第 1 2 号 大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程
- 6．その他
- 7．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元		
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明	
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 隆
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正
	菅 原 金 雄	岩 淵 吉三郎	佐 藤 照 雄
	蛇 川 景 一	齋 藤 恵 子	中 田 直 行
	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	若 松 栄三郎
	小笠原 豊	高 坂 清 子	佐 藤 信 行
	石 井 護		
監査委員	浅 野 允	大 坂 誠 一	古 家 哲

幹事長	佐 藤 忠 信		
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己	
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強

事務局長	斎 藤 誠		
事務局次長	松 田 博	田 中 裕 幸	阿 部 賢 悦 小 林 浩
事務局職員	本 多 恒 博	佐 藤 税	竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男
	佐 藤 拓 人	工 藤 学	安 保 貴 洋

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後 1 時30分 開 会

○**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第 6 回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

ご連絡でございますが、菅原委員が若干遅れますというふうなことでご連絡ありましたので、後ほどお見えになると思います。

本日の司会を務めさせていただきます合併協議会事務局の小林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。

はじめに、会長から、このたびご加入いただきました比内町の委員及び監査委員の皆様に委嘱状の交付を行います。

会長が委員の皆様の前にまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、委員の方々への交付です。佐藤賢一郎様。

○**小畑 元会長** 比内町長佐藤賢一郎様 大館市・比内町・田代町合併協議会委員を委嘱します。期間、平成16年7月1日から合併協議会解散の日まで。平成16年 7 月 1 日大館市・比内町・田代町合併協議会会長 小畑 元。

○**司会** 渡辺久憲様。吉原正様。仙台隆義様。武田砂代子様。若松栄三郎様。次に監査委員の方への交付を行います。大坂誠一様。

○**司会** 以上をもちまして、委嘱状の交付を終わります。

続きまして、正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員のご紹介を申し上げます。最初に会長の小畑元大館市長です。次に、副会長の佐藤賢一郎比内町長です。続いて吉田光明田代町長です。次に委員の方々です。石井護秋田県北秋田地域振興局長です。続いて、大館市の委員の方々です。伊藤毅大館市議会議長です。中村弘美大館市議会議員です。畠沢一郎大館市議会議員です。虻川景一委員です。齋藤恵子委員です。中田直行委員です。次に比内町の委員の方々です。渡辺久憲比内町議会議長です。吉原正比内町議会議員です。仙台隆義委員です。武田砂代子委員です。若松栄三郎委員です。次に田代町の委員です。荒川邦隆田代町議会議長です。岩淵吉三郎田代町議会議員です。佐藤照雄田代町議会議員です。小笠原豊委員です。高坂清子委員です。佐藤信行委員です。続いて監査委員をご紹介します。浅野允大館市代表監査委員です。大坂誠一比内町代表監査委員です。古家哲田代町代表監査委員です。

次に幹事でございますが、後ほど幹事会規定の報告の際にご説明申し上げますが、比内町加入に合わせ幹事を1市2町各1名ずつ増員してございます。それでは、ご紹介申し上げます。幹事長の佐藤忠信大館市助役です。副幹事長の出島雄蔵比内町助役です。同じく副幹事長の田村正巳田代町助役です。幹事の木村俊彦大館市企画部長です。同じく山本貢大館市総務部長です。同じく佐藤孝昭比内町総務課長です。同じく本間勲比内町企画商工課長です。同じく工藤堅成田代町総務課長です。同じく五十嵐強田代町出納室長です。最後に事務局職員を紹介いたします。事務局長の齋藤誠です。事務局次長の

松田博です。秋田県合併支援室からの派遣職員でございます。事務局次長の田中裕幸です。同じく阿部賢悦です。係長の本多恒博です。主査の佐藤税です。主任の竹村邦人です。主任主事の鳥潟幸男です。同じく佐藤拓人です。同じく工藤学です。主事の安保貴洋です。臨時職員の奈良朱美です。同じく金谷千佳子です。そして、私事務局次長の小林でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、改めてご紹介申し上げます。比内町菅原委員がお出ででございますのでご紹介申し上げます。比内町の菅原金雄比内町議会議員です。

○**司会** 以上をもちまして、紹介を終わらせていただきます。

次に、正副会長からご挨拶を申し上げます。

最初に、小畑会長からお願いいたします。

○**小畑 元会長** 委員の皆様には大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。と思います。

ただいま比内町の方々に委嘱状を交付させていただきましたけれども、比内町の加入につきまして心から歓迎申し上げたいと思います。

さて、昨今の国や地方自治体を取り巻く財政状況は、きわめて厳しい状況でありまして、個々の自治体が現在の枠組みのままで将来も自立していくことは非常に難しい状況だと思えます。

こうした状況を踏まえて、将来的に安定した自治体を構築していくために、全国の市町村で合併が推進されているわけでありまして。秋田県内においても本年11月1日に美郷町が誕生する運びとなっておりなど、既に五つの合併協議会において、本年度内で新市、新町の誕生決定して、具体的な準備作業に入っております。

このような状況の中で、今回、昭和47年から一緒に広域組合を組織してきている比内町が加わり、大館市・比内町・田代町の1市2町が一つになるということになったことは、本地域の現状や将来を考えますと、大変意義深いことだと思っております。合併特例法の期限内に合併するためには時間的に決して余裕があるとは申しませんが、議会のご理解ご協力のもとで、職員たちも専門部会、分科会を集中的に開催するなど一生懸命頑張っております。子供たちや孫たちの20年、30年先に安心して心豊かな生活を営んでいるよう、大館市民、比内町民、田代町民が心をつなげて合併を成し遂げなければならないと考えております。

委員の皆様には大変にご苦勞をおかけすることになりますけれども、どうかよろしく申し上げます。比内町をお迎えしてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○**司会** 次に、佐藤副会長からお願いいたします。

○**佐藤賢一郎副会長** 比内町の佐藤であります。

この半年間、皆様のご支援本当にありがとうございました。おかげさまで、こうしてまたこの合併協議会に戻ってくることができました。比内町がもう一度このように戻ってくるとことを決めるために時間を大分かけながらここまで来ました。皆様におかれましても、大変お時間のかかる歩みでしたので心配なこともあったと思いますが、今まで本当に待ってくださって、そしてまた、こうして比内町がもう一度戻りたいということに対しては、心よく受け入れてくださいましたことを、大館市の方々にも、また、田代町さんの方々にも本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

この新しい新市をつくるということで、新しい大館市をつくっていくことになるわけですが、この新しい大館市は奥羽山系の中心地でありまして、財政力があって住みよい町というふうに、まちづくりを進めていくことができれば、私はこの地域は大きくこれから発展していくというふうな大

変期待しております。そういう意味では、本当に新しい夢を持ってまちづくりに励んでいきたいなという思いで期待でいっぱいであります。皆さんとともに精いっぱい頑張って、本当にいいまちをつくるために頑張ってまいりたいなと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○**司会** 続きまして、吉田副会長からお願いいたします。

○**吉田光明副会長** まず、第6回目の合併協議会の席に比内町をお迎えすることができまして、大変うれしく思っております。同じ圏域を形成する市・町といたしまして、同じ道を歩むことができるということを大変うれしく思っております。比内町民はもとより、すべての圏域住民に感謝したいというふうに思っております。

ただ、これまで大館と田代、いろいろ協議を進めてまいりました。ご案内のとおり、この協議会において決定された事項はたくさんありますけれども、ただ、目に見えていない事務事業のすり合わせについても大分進んできております。佐藤町長さんはじめ比内町の方々にも、一日一日物事は決まっているんだよと、なるべく早く来てくださいというお願いをしてきたところでありますけれども、ある程度、そういう事務事業につきましても合意に達している部分もあるわけでございます。比内町にとっても、いろいろご意見があろうというふうに思うわけでございますけれども、どうかこの合併を成功させるためにも、大館と田代町がこれまで時間をかけて話し合ってきた、決めてきたことがあるわけですから、そういうところはどうか少しでも尊重いただきながら、なるべく早い機会に合意に至っていただきたいというふうに思っているところでありますので、ぜひともお願いを申し上げたいというふうに思っております。

私も住民の福祉向上、それを旨といたします地方自治の使命を果たすために、何としてもこの合併を成功させるべく、私は発言なり行動に責任を取りながら住民の方々が迷うことなく進める道を示していきたいというふうに考えておるところでございますので、どうかよろしくご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、小畑会長には大変ご難儀をおかけしますけれども、今までの1市1町と違いまして1市2町ということで自治体が増えてくるわけですから、どうか、これまで以上のリーダーシップを発揮していただきまして、私も導いていただきたいというふうに思いますし、大館・比内・田代の各委員の方々におかれまして、どうかこの合併を成功させるんだという強い気持ちで会に臨んでいただきたいなというふうに思います。

いずれ私もいくら頑張らせて頂いても至らない点が多々あると思います。委員の方々、そしてまた住民の方々からこれまで以上のご支援とご協力を賜りますように切にお願いを申し上げながら、ご挨拶にかえさせていただきます。

今日は本当にありがとうございます。

○**司会** どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は、委員21人全員の出席であり、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

会議の前にもお願いでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてからマイクを使用してご発言くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

会議に入ります前に、大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の中村弘美委員、比内町の吉原正委員をお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従いまして、(1)報告1を議題といたします。

報告第8号から報告第10号まで一括して事務局の説明を求めます。

○**事務局** それでは、ご説明を申し上げたいと存じます。座ったままで失礼させていただきます。

左上に「報告第8号」と書いてございます綴りをごらんいただきたいと思います。と存じます。

報告第8号、大館市・比内町・田代町合併協議会規約の報告でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

大館市・比内町・田代町合併協議会規約でございます。

この規約につきましては、アンダーラインを引いてございますが、アンダーラインの箇所は大館市・田代町合併協議会規約を改正したものでございます。

第1条をご説明申し上げたいと思いますが、大館市、比内町及び田代町は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第2項の規定に基づき、合併協議会を置く、としてございます。

地方自治法の252の2第1項につきましては、地方公共団体が規約を定めて協議会を置くことができるという規定でございます。

そして、合併特例法の第3条第2項の規定につきましては、合併しようとする市町村は、合併に関する協議を行う協議会を置くものとするという規定でございまして、この自治法の規定に基づいて協議会を設置する場合は、議会の議決を得なければならないという規定が3項にございます。そうしたことから、今回、比内町さんが加わるにあたりまして、比内町議会では6月18日、大館市議会では6月23日、そして田代町議会では6月25日に可決をいただきましたが、この規約をもとに協議案を可決いただいたということでございます。

名称につきましては、先ほど申し上げましたように2条で、大館市・比内町・田代町合併協議会とする、ということになってございます。

3条は、所掌事務でございます。

第6条から第8条までについては、会長、副会長、委員について規定してございますが、委員につきましては、1市2町の長3人、それから議長が3人、議員が各2人で6名でございます。それから、学識経験者の方が各3人で、9人、それから学識経験者のうちで1市2町の長が協議して定めるものとして、県の北秋田地域振興局長さんが入っておられまして、協議会委員の数、全部で22名となっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

3ページに、第10条に会議が載っております。協議会の会議は、会長がこれを招集する。

会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があった時は、これを招集しなければならない、となっております。

それから11条につきましては、会議の運営でございますが、会議は在任委員の半数以上が出席しな

ければ、これを開くことができない、ということでございます。

会議の議長は、会長になる。

それから3項には、会議の議事その他会議の運営に対し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めるということで、後ほど協議をいただきたいと思いますのでございます。

第13条は小委員会でございますが、必要であれば小委員会を設けることができる、となつてございます。

それから、14条につきましては、幹事会及び専門部会についてでございます。これにつきましても、3項で、幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める、とうたつてございまして、後ほどご報告申し上げたいと存じます。

それから、15条は事務局に関する規定でございます。これも同じように事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める、とうたつてございますので、後ほど規定をご紹介申し上げたいと思います。

それから、17条は財務に関する事項でございます。これも会長が別に定めるということにいたしてございます。

それから18条は監査でございますが、先ほどご紹介ございましたように、監査につきましては1市2町の代表監査委員の方々に監査委員を務めていただいております。

それから、19条は報酬及び費用弁償についてでございますが、これも3項の規定によりまして、額と支給方法は会長が別に定めるということになってございますので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

附則でございます。この規約は、平成16年7月1日から施行するということでございます。

以上のような規約で、各議会の議決をいただいたものでございます。

次のページでございますが、A3の大きい用紙になってございますが、合併協議会、大館市・比内町・田代町合併協議会の組織図でございます。

簡単にご紹介いたしますと、合併協議会といたしまして22名の委員の方々に組織いただいております。下の方に幹事会があります。幹事会は、9人の幹事の方々に組織していただいております。それから右側に行きますと、市長・町長会議がございまして、これまでの会議の中では議長さん方にオブザーバーとして入っていただきながら、市長・町長会議を開いてございます。それから、必要に応じて小委員会も開くという規定になってございます。それから、事務局でございますが、事務局は現在14人の職員で組織してございます。それから、下の方にある専門部会、分科会でございますが、これは1市1町から変わらずに専門部会が14、分科会が40というような形で組織組みしてございます。

次に、報告第9号でございます。6ページをごらんいただきたいと思いますので存じます。

大館市・比内町・田代町合併協議会の規約等に関する確認書の報告でございます。

7ページをごらんいただきたいと思いますので存じます。

これにつきましては、規約の中で1市2町の長が協議して定める事項、そういうものについて協議し、確認した内容でございます。

一番目につきましては、会長・副会長についてでございますが、協議の結果、会長には大館市長、副会長として比内町長、田代町長という形になってございます。

それから、2の委員の選任についてでございますが、1市2町の長が協議して定める学識経験者として、北秋田地域振興局長さんをお願いするということでございます。

8ページでございます。

事務局の職員でございますが、これまで県からの派遣職員1人、それから大館市の職員が5人、田

代町の職員が3人、計9人で組織してございましたが、このたび比内町から3名の職員の派遣をいただきまして、合計で12人になってございます。これに臨時職員2人を加えました14人体制で事務局を運営してございます。

それから4番目につきましては、1市2町の負担金の額についてでございます。これにつきましては、1市2町が負担すべき経費の4割を均等割として、残額を、残額は6割でございますが、6割を平成12年国勢調査の人口割として積算するということにしております。後ほど予算のところでも詳しくご説明を申し上げたいと存じます。

県から派遣している職員の負担の割合についても、同じように総額の4割を均等割として、残りの6割は人口割とするということにしております。

それから、右側の方の9ページでございますが、協議会の現金を預ける金融機関につきましては、株式会社秋田銀行大館支店というふうに決めてございます。

それから、6番目は市町長会議の開催、それから7番目については委員及び監査委員の公務災害補償制度の適用について、8番目としまして協議会事務局職員の身分等につきまして、次のページの9ページ、規約・規程等で「会長が定める（指定する）」の取扱いについて、それから10番目については確認内容の変更についてという形で確認をしております。確認は平成16年6月25日、規約とともに協議を締結しておりますのでございます。

続きまして、報告第10号でございます。報告第10号は、大館市・比内町・田代町合併協議会諸規程の報告でございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど規約の中で、組織運営については会長が別に定めるということで、後ほどご報告申し上げたいと言ったところでございます。六つの規程を設けてございまして、1番目は大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会規程でございます。2つ目は、同じく専門部会規程。3つ目は、分科会規程。4つ目は、事務局規程。5つ目は、財務規程。6つ目は、報酬及び費用弁償規程でございます。

最初に、幹事会規程でございますが、13ページをごらんいただきたいと思います。

アンダーラインを引いている箇所は、先ほどの規約と同じ1市1町の合併協議会と、それから今回、比内町が入りました合併協議会変更改正になった部分でございます。幹事会規程につきましては、所掌事務につきましては、幹事会は、協議会の会長の指示を受けて、次に掲げる事務を所掌するというもので、協議会の会議に付すべき事項の検討及び調整に関すること。それから、前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること、ということでございます。

そして、第3条でございます。幹事会は、別表に掲げる職にある者を幹事としてこれを組織することとございまして、幹事につきましては2項で幹事長、それから副幹事長2人を置くということとでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

幹事の職にある者について定めてございまして、大館市の場合は助役、企画部長、総務部長、比内町さんの場合は助役、総務課長、企画商工課長、田代町さんの場合は助役、総務課長、出納室長ということになってございます。従来でございますと助役と担当の、合併担当の部課長という組織でございましたが、今回、合併期日も迫っておりますし、合併の協議そのものと、それから合併の準備もあわせて進めていかなければならないということとございまして、幹事の数を増やしなすり合わせ事項の確認の適切さといえますか、確認事項を協議していくと、それから今後の合併の準備のためのいろいろ職員の分科会専門部会の相談を受けてということになりますので、1市1町1人づつ増やさ

せていただいたところでございます。

14ページでございますが、この規程につきましても、平成16年7月1日から施行するというものになってございます。

それから、16ページでございます。16ページは、専門部会規程でございます。

大館市・比内町・田代町合併協議会の専門部会規程でございます。

第2条にございますように、所掌事務として、専門部会は、大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会の幹事長の指示を受けて、規約に定める所掌事項について専門的に検討及び調整を行うものとする、というものでございます。

3条でございますが、専門部会は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係部課長等の欄に掲げる職にある者を委員としてこれを組織するということにしております。そして、専門部会の部会長1人、副部会長2人を置くということになってございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

ここに専門部会を定めてございます。企画部会、財務部会、総務部会、税務部会、住民部会、福祉部会、産業部会、建設部会、教育部会、それから議会、選管、農委、監査、病院部会の14部会を組織してございます。そして、太い線で囲んでますように、比内町の加入に伴いまして、大館周辺広域市町村圏組合につきましても専門部会として開くということにしております。

職名については、ここに掲げているとおりでございます。

それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。この規程につきましても、平成16年7月1日から施行する、ということにしております。

次に、19ページでございます。

19ページは、大館市・比内町・田代町合併協議会分科会規程でございます。

分科会につきましては、専門部会の下にありまして、規約に掲げる事務について専門的に調査、検討及び調整を行うということについて2条で定めてございます。

3条の組織でございますが、分科会は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課等の欄に掲げる課等の職員を委員としてこれを組織する、ということにしております。

第2項につきましては、分科会長を1人、副分科会長を2人置くという形にしております。

21ページをごらんいただきたいと思います。

各分科会の組織を定めてございます。例えば、企画部会には、企画分科会と電算分科会。それから、税務部会には財政分科会と契約検査分科会、会計分科会。以下、それぞれの部会に分科会を置くことになってございまして、22ページをごらんいただきたいと思います。14部会に41の分科会を設置することになってございます。注意書きに書いてございますように、分科会の委員は、おおむね大館市にあたっては課長補佐及び係長、比内町にあつては主幹、課長補佐及び主席主査、田代町にあつては主幹、主査及び主任の職にある者とする、こういう方々で組織するということにしております。

それから、23ページでございますが、大館市・比内町・田代町合併協議会事務局規程でございます。

事務局の所掌事務については、第2条で定めているものでございます。

3条には、事務局に事務局長、事務局長次長その他の職員を置く、ということになってございます。

そして、第5条では、会長の決裁事項について。

それから、第6条には、専決事項として事務局長の決裁事項について定めているところでございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

25ページでございますが、ここに事務局の事務分掌をうたってございまして、事務局の職員がそれぞれ分担してこの仕事を行うということになります、それから別表第2は公印でございます。公印については、会長印と事務局長印をもうけることにしてございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、これまでの規程と同じように、この規程は平成16年7月1日から施行する、ということをお願いいたします。

それから、26ページでございます。26ページは、財務規程でございます。

歳入歳出予算につきましてでございますが、協議会の予算は規約第16条第1項に規定する1市2町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする、ということでございます。

よって、第2項には、協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議を経なければならない、ということでございます。

第3条は、補正予算であります。会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない、ということで、後ほど補正予算についてご協議をお願いしたいというものでございます。

それから、5条には出納及び現金の保管。

6条には、出納員。

7条には、決算等について定めてございますが、28ページをごらんいただきたいと思います。

28ページに、後ほど予算の段階でご説明を申し上げますが、歳入歳出予算の款及び項の区分といたしまして、款としましては、1款負担金、2款県支出金、3款繰越金、4款諸収入ということで、それぞれの項を設けてございます。

また、別表第2につきましては、歳出の款及び項でございまして、1款総務費、2款事業費、3款予備費という形で構成してございまして、それぞれ項を設けてございます。

施行日は、同じように平成16年7月1日から施行するということになってございます。

続きまして、29ページでございます。

大館市・比内町・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程でございます。

これは、委員の方々の報酬及び費用弁償について規程するものでございますが、第2条でございます。協議会の委員及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員が監査を行ったときは、報酬として日額5,000円を支給する、ということになってございます。

それから、費用弁償につきましては、協議会の委員及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員がその職務を行ったときは、費用弁償としてバス運賃に相当する額を支給する、ということにしております。

第2項では、管外に旅行したときには、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する、ということになってございます。

その規約につきましても、施行日は平成16年7月1日になってございます。

以上、報告第8号から10号までについてご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら発言をお願いします。はい、どうぞ。

○佐藤照雄委員 26ページの3条のところ、「会長は予算の調製後」という「調製」の「製」が、もしかしたら間違っているのではないのでしょうか。

○事務局 大変申しわけございません。

「調製」の、この「調製」という形で、予算の「調製」は、この字句を使わせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

○佐藤照雄委員 この字句で。

○事務局 はい。

○佐藤照雄委員 そうしたら、このままでいいでしょうか。正しいやつで。

○事務局 この字でお願いしたいと思っております。

○議長 ほかにございませんか。

「なし」の声

○議長 特にないようですので、それでは、次に報告第11号に移りたいと思います。

報告第11号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

報告第11号、30ページをごらんいただきたいと存じます。

比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについてでございます。

これにつきましては、比内町の加入に伴いまして6月11日に合併協議に関する協定書を取り交わしたところでございますが、その協定書の中で、1市1町による大館市・田代町合併協議会において既に決定している項目については、再協議せず、1市2町による合併協議による決定とするという規定がございましたので、これまで確認済みの合併協定項目につきまして、比内町の加入にあわせご報告を申し上げるものでございます。

31ページをごらんいただきたいと存じます。

合併協定項目の1番でございますが、合併の方式でございます。アンダーラインを引いておる箇所が、比内町の加入に伴う条文が変わったところでございます。

合併の方式につきましては、比内町及び田代町を廃し、その区域を大館市へ編入することとしてございます。

2の合併の期日でございますが、これについては変更ございませんで、合併特例法の特例期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は、改めて協議するとなっております。

現在、法律が改正されたわけでございますが、その法律の運用の分類でございます。特例とか、それから特例法が延期されておりますが、特例法に基づかない優遇措置については、どのぐらいのものが適用されるのかということは国の段階でも明らかになってございません。ですから、こういうものはある程度明らかになった時点で、改めて協議をお願いしたいと考えているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3番目の新市の名称については「大館市」。

それから、4番目の新市の事務所の位置。事務所の位置は、現大館市役所とする。現比内町役場及び現田代町役場については、住民の利便性等を勘案して、必要職員を置く総合支所方式とし、空きスペースについては、分庁舎としての活用を考慮する、ということでございます。

5番目の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

(1)としまして、比内町農業委員会及び田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する、という

ものでございます。

2 番目につきましては、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする、ということで、比内町及び田代町選挙による委員については、比内町及び田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。なお、在任期間中の委員の報酬は、現行の 1 市 2 町のそれぞれの額を適用する、ということでございまして、大変恐縮でございますが、資料をお渡ししてございますが、参考資料をごらんいただきたいと存じます。参考資料の 1 ページでございますが、ここに大館市・比内町・田代町の農業委員の定数、任期、それから報酬等が書かれてございます。先ほど申し上げました大館市の委員の任期まで在任特例として延ばすということでございますが、ここに任期が書いてございますように 17 年 7 月 19 日、これが大館市・比内町・田代町の各農業委員の任期でございますので、在任特例は 17 年の 7 月 19 日までということになります。それから報酬の額につきましては、下の方に書いてございますが、それぞれの委員報酬をそのまま引き継ぐという形になってございます。

それから、もう一度 32 ページにお戻りいただきたいと存じますが、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を 28 人とし、大館市の区域に 4 選挙区、比内町及び田代町の区域にそれぞれ 1 選挙区を設けるものとする。

それから、でございますが、選挙ごとの定数は、平成 17 年 3 月 31 日現在の選挙区の選挙人数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする、ということにしてございます。

大変恐縮でございますが、先ほどの資料の 3 ページをごらんいただきたいと存じます。3 ページの 1 番でございます。

最初、大館市と田代町の合併協議会で決めたものにつきましては、ここにございますように大館市が 17 人、田代町が 5 人、定数 22 名としてございます。基本的にこの形を崩さない取り決めでございしますので、比内も選挙人の数から割り出しました数 6 名となりますが、その 6 名を加えた 28 名を定数とする。選挙による農業委員会の委員の定数という形で置き換えてございます。

それから、選挙ごとの委員の手数でございますが、これにつきましては、従来でございますと大館に 4 選挙区、それから田代町に 1 選挙区というものを、比内町に 1 選挙区を設けたという形で、選挙区については 6 つになるという形になってございます。

以上、農業委員の関係でございます。

32 ページにお戻りいただきたいと存じます。

6 番目、条例、規則等の取扱いについてでございます。これにつきましては変更ございまして、原則として大館市の条例、規則を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする、としてございます。

それでは、7 番目は議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

(1) としまして、比内町及び田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。

それから、2 番目でございますが、合併後の在任期間中の委員報酬は、現行の 1 市 2 町のそれぞれの額を適用する、ということです。このことについては、決定してございます。

三つ目でございますが、合併後最初の一般選挙の取扱いについては、継続協議中ということでござ

います。

参考までに、先ほどの参考資料の４ページ以降に議会の議員の参考資料をつけてございます。大館市の条例定数が28人、比内町が20人、田代町が16人ということでございまして、あわせて64人で在任特例をやるという形になってございます。

それから、報酬の額につきましては、それぞれの金額を適用する、ということでございます。

それから、７ページをごらんいただきたいと存じます。

７ページには、現在、継続協議中でございます在任特例後の定数特例でございますが、定数特例を使うとすれば、田代町が３人、比内町は５人のそれぞれ定数で定数特例をやっていくという形になるという資料でございます。

大変恐縮でございます。また、32ページの方にお戻りいただきたいと思います。

８番目の電算システム事業についての調整項目でございます。

電算システムの統合にあたっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に移動できるよう調整するものとする、ということで、一つ目として住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。二つ目としましては、システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。三つ目としまして、地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応します。

以上のような形で、取扱いについて確認させて頂くようお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○**議長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。

「なし」の声

○**議長** 特にないようですが、それでは、本協議会での確認済みの合併協定項目については、比内町の加入に伴いまして報告第11号のとおりといたします。

次に、議題の（２）協議に入りたいと思います。

協議案第16号、大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程案について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 説明申し上げます。33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議案第16号、大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程案でございます。

34ページをごらんいただきたいと存じます。

協議会の会議の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮り定めるということは規約となっておりますので、協議をいただくものでございます。

アンダーラインを引いてあるところが、比内町の加入によって変わったところでございます。名称について変わったということでございますが。

かいつまんでご説明を申し上げます。

第２条でございます。基本方針でございます。会議は公開を原則とすると。

２項ですが、会議の運営は、公平かつ公正にこれを行わなければならない。

３番目の協議会の委員は、効率的かつ円滑な会議の運営に協力しなければならない、という規定でございます。

それから、4条でございますが、会議の進行です。会議の議事は、全会一致をもってこれを進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもってこれを進めるものとする、としてございます。

それから、5条は会議録でございます。議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整する、というものでございます。

第2項でございますが、会議録は委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する、ということになってございます。

それから、第6条は会議録等の公開でございます。会議録及び会議資料は、これを公開する、ということになってございます。

第7条については、傍聴についてでございます。傍聴については、会長が別に定めるということになってございますので、この規程が承認いただければ、後ほど報告をしたいと思っております。

それから、施行日につきましては、平成16年7月6日、本日ご承認いただければ、本日から施行するという形でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただいま説明がございました協議案第16号について、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。どうぞ。

「なし」の声

○議長 特にないようですので、それではお諮りしたいと思いますが、協議案第16号を原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議なしと認め、16号は原案のとおりといたしました。

次に、協議第17号、平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 ご説明を申し上げます。36ページでございます。

協議案第17号、平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）案でございます。

これにつきましては、先ほど財務規程でご説明申し上げましたとおり、協議会の予算につきましては、協議会の会議を開かなければならない規定されておりますことからお諮りするものでございます。

37ページをごらんいただきたいと存じます。

補正予算案でございますが、第1条をごらんいただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ549万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,003万9,000円とするということにしております。

内容についてでございますが、事項別明細書でご説明したいと思っておりますので、41ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金でございます。負担金につきましては、1款1項1目の負担金でありまして、今回の補正額は504万4,000円でございます。1市2町負担金でございます。これは、比内町の加入に伴いまして、比内の負担がこれから加入に伴って大館市、田代町が減額になりましたことから、差し引きした額と

いうことでございます。比内町の負担額につきましては、706万4,067円でございますが、大館市、田代町それぞれが減額となっております。大館市の負担と比内町につきましては、1,064万1,222円、田代町につきましては678万6,711円となっております。これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたが、ただいまご説明した中の500万円というのは、それぞれ国から合併準備補助金として来た金でございますので、500万円を差し引いた額がそれぞれの自治体の負担金となっております。そして、負担の割合につきましては、差し引いた額の、1,500万円を差し引いた額の4割につきましては均等割、残りの6割につきましては人口割という形で計算してございます。それで、最終的な負担割合になりますと、大館市が59.43%、比内町が21.75%、田代町が18.82%という形となっております。

それから、3款1項1目繰越金でございます。44万6,000円でございますが、これは前年度からの繰越金でございまして、1市1町の合併協議会からの15年度予算からの繰り越しでございます。44万6,000円でございます。

あわせまして、歳入合計が、補正額が549万円でございます、合計で3,003万9,000円になる見込みでございます。

次に、42ページでございますが、歳出についてご説明を申し上げたいと存じます。

1款1項1目総務費の総務管理費の会議費でございます。トータル補正額は85万3,000円でございます。内容につきましては、報酬として61万5,000円でございます。内容につきまして、説明欄のとおりでございますが、協議会、それから小委員会、監査委員の報酬として見込んだ、比内町の加入に伴って見込んだものでございます。61万5,000円でございます。

旅費でございます。17万5,000円。これも比内町の委員の方々の、監査委員の方々の費用弁償を見込んだものでございます。17万5,000円を計上させていただきました。

それから、11節需用費でございますが、需用費につきましては、食糧費としてお茶代の3万円を追加させていただいております。

それから、12節役務費でございます。3万3,000円でございます。これについては、会議資料の送付、通信運搬費を計上させていただいたものでございます。

それから、2目の事務局費でございますが、113万7,000円の補正でございます。内訳でございますが、旅費として5万円でございます。これは、比内町の加入に伴って比内町の派遣職員の件の協議会の、連絡協議会の会議に出席する旅費等を見込んでおります。

それから、11節需用費でございますが、消耗品費として87万円を追加してございます。これにつきましては、資料のコピー代の追加が75万円ほどで主なものでございます。

それから、18節備品購入費でございますが、これにつきまして21万7,000円を計上させていただきました。これは、事務用具の備品としまして、比内町の職員の加入に伴います机と椅子、それから先ほどご紹介申し上げました会長印、副会長印を、公印を2個作ったということの、これに伴います費用でございます。

それから、2款1項1目事業推進費でございます。今回の補正額は315万円でございます。内容につきましては、需用費として27万5,000円を追加してございます。これにつきましては、食糧費につきましては、研修会を開催する際の講師との懇親会、食事代として2万1,000円を計上したものでございます。それから、印刷製本費でございますが、これにつきましては合併協議会だよりを比内町の加入に伴いまして1回について4,000部を増やすということの5回分の費用でございます。

それから、13節委託料でございますが、新市建設計画の作成支援区務追加分として147万1,000円、これにつきましては、支援業務につきましてはの追加は42万円ほどでございますが、そのほか建設計画

の印刷費200部追加、それから新市建設計画の概要版印刷5,000部追加、それから事業説明会用のパンフレット5,000部の追加ということで、あわせて147万1,000円となっております。

それから、事務事業一元化の支援業務の追加として33万6,000円。それから、新市例規集策定支援業務追加としまして70万円。それから、比内町の加入に伴いますホームページの加入を変更してございますので、その料金として37万円、あわせて287万7,000円をお願いするものでございます。

それから、3款1項1目に予備費として35万円を追加させていただきました。

あわせて、549万、歳入と同額でございます、補正額後は3,003万9,000円となる見込みでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○**議長** ただいまの説明について、それではご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 特にないようですので、それでは協議案第17号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** ご異議がないようですので、協議案第17号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議案第12号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてであります、本案件につきましては、報告第11号の比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについて説明ありましたように、在任特例を適用すること、及び在任期間中の議員の報酬は現行の1市2町のそれぞれの額を適用することの2点につきましては、既決定事項として確認されております。

残る1点、合併後の最初の一般選挙時に定数特例を適用するかどうかにつきましては、前回の第5回合併協議会で、大館市議会では比内町の加入を待って、比内町議会の意向を伺った上で再度協議したいということでした。また、田代町議会では定数特例を適用しないということでしたが、比内町議会の動向も見きわめたいということで継続協議としております。

この件につきましては、比内町議会において協議されているようですので、その結果をお話しいただいた上で、大館市議会、田代町議会のお考えをお話しいただき、その取扱いについて協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、渡辺委員、比内町議会の意向についてご説明をお願いいたします。

○**渡辺久憲委員** それでは、私から比内町議会の内容について申し上げますけれども、その前にですね、一言お礼を申し上げたいと思います。

先ほど比内町の佐藤町長からも協議会に再度参加されましたことをお礼申し上げましたので、私の比内町議会としての意見、この協議会に参加させていただきましたことに心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

比内町議会としては、協議会にですね、参加することになってから2回、この在任特例については既定の事項ですからその点についてはあまり論議しませんでしたけれども、定数特例につきましては、去る6月30日と昨日と両日にわたって協議いたしました。

結論から申しまして、定数特例は必要ないと、こういう大方の委員の方々のですね、意見でありました。その内容としましては、2年間ですね、在任特例を行うから、その2年間の中においてきちんとした新しいまちづくりのためのそれぞれの考えが持てることだろうということと、在任特例をもちながら、なお定数特例をもっていくとは住民感情からしても、これは好ましくないということでございます。

30日の協議会においては、なかなか結論が出ませんでしたが、それをもととして昨日再度協議されたものにおいては、私どもはそれぞれ会派制をとっておりますので、大方の会派、6会派ありますけれども、4会派は全会一致でその特例なし。2会派については、それぞれの議員の方々の意見が分れましたけれども、それでもなおかつ大方の議員の方々の大勢としては必要ないと。むしろ、大選挙区によって選挙をすることについては、これからの新しい町づくりのために大いに必要ではないかと。小選挙区選挙という考えもありますが、どうしても地域絡みの意識が出てきますし、本当の意味の新しい町づくりのためには好ましくない、そういう大局的な見地からするならば、むしろこの際大館市の議会ですね、19年の4月に定員30名の定数をもって大選挙区に臨むことが最も好ましいという結論になりましたので、以上、ご報告申し上げたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

それでは、次に伊藤委員から、ただいまの渡辺委員からのご説明を受けて、大館市議会の今後の対応等についてお話しいただきたいと存じます。

○伊藤 毅委員 座ったままで失礼します。一つ確認をしたいんですが、選挙区一つでいいということの17年4月の、19年4月の1回目の選挙の定数は30名を希望するということによろしかったですか。

○議長 今、渡辺委員の方に伊藤委員から、ご発言の中で確認したいということであったんですけれども、19年4月の選挙は定数を、現在の大館市議会で決めている...28ですか。それを30ということですか。

○渡辺久憲委員 一つ一つ、これあれですか。

○伊藤 毅委員 いえいえ今、報告が選挙区一つでいいと。定数は30とする？

○渡辺久憲委員 議事の進め方として、伊藤委員が質問するわけ。私がすぐ答えるということ？議長を介さないんですか。

○議長 それでは、順番に私の方から、今の伊藤委員が確認をしたいということでありますので、その点だけ若干ご発言いただけますでしょうか。渡辺委員の方から。

○渡辺久憲委員 議長。

○議長 はい。

○渡辺久憲委員 その点は、19年の4月ですね、30名の大選挙区でやるのが最も好ましいという大方の意見でございます。

○議長 よろしいですか。それを確認した上で、伊藤委員の方から発言をまたお願いします。

○伊藤 毅委員 私どもでは、比内町議会の意向をお伺いして、今月の12日の全員協議会で方向を決めたいというふうにしていますので、今日は、比内町さんのご意向をお聞きするだけにしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

次に、荒川委員から田代町議会の対応等についてお話しいただきたいと思います。

○荒川邦隆委員 田代町の荒川でございます。

2回ほどにわたりまして、田代町の小さな町の大きな願いということで小選挙区制。埋もれないた

めにも、ということで、それぞれの理由付けをお願いしたわけでありますけれども、会長である市長が今おっしゃったように、比内の動向を見ながらということであります。伊藤議長も今おっしゃったように、15日に全員協議会の予定を立てております。これを報告しながらですね、最終的な結論を申し述べたいとそう思っておりますけれども、多数ということになれば従うこともやぶさかでない、そういうものを議員間では話し合いはしています。

以上で終わります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま渡辺委員からは、比内町議会の意向を伺い、また、伊藤委員からは比内町議会の意向を踏まえて、再度大館市議会で協議したいとお考えが示されました。

また、荒川委員からは、ただいまのように田代町議会に持ち帰ってお話しをしたいと。その結果については、多数決であればこれに従うこともやぶさかではないというお話しであったわけであります。

これらのお話しを踏まえまして、それでは委員の皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。どうかご発言ください。

○虹川景一委員 議長。

○議長 はい、虹川委員。

○虹川景一委員 現在の議員が、比内、田代、大館あわせて64人です。今の定数特例、比内さんが設けなくてもいいというふうなことで、今度、新たに大変64人から30人になる。この30人というのは、法定定数ですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○虹川景一委員 だとすれば、私は比内さんが侃侃諤諤検討して、そういうように設けなくてもいいという大きな考え方で合併の趣旨に沿って、というふうな事情だったと思います。私の自論としては、前からそういうことでありましたので、私は比内さんの意見に賛成したいと思います。

○議長 ほかにご発言ございませんか。はい、中田委員。

○中田直行委員 大館の中田でございます。

前回まで在任特例、定数特例ともに認めた方がいいという意見でございました。1市1町ということで、経過措置という意味で、最初の選挙は私はやった方がいいという意見を申し上げておりましたけれども、今回1市2町になった場合にですね、すでにもう在任特例で議員数が前回までのお話から大幅に増えておりますし比内町議会のお話しも拝聴させていただきまして、前回と変わりを、定数特例必要ないという意見に変えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長 ほかにご発言ございませんか。はい、高坂委員。

○高坂清子委員 比内町さんは定数特例はいらないということで大館市議会さんの方も、今日結論を持ってきてくださるのかなと思ってたんですけども、ここでは私、田代町の住民委員といたしまして、今までの考え方としては、地域の声を新市政に届けるためには、規模の小さい町としては一般選挙での定数特例は必要なものとしてまいりました。今もその考えが全くないわけではありませんが、今、在任特例の2年間の議員数が64人と大きくなりますことでもありますし、一般的に考えると、これは経費削減の合併の趣旨に反するものであり、住民感情への配慮からも考えて、最初の一般選挙から特例なしの法定数30名の選挙としていくべきものではないかと思えます。それにつけても、在任特例の2年間、在任なされる議員の方たちには、新市が一様に発展できるよう基礎をつくっていただきたいものと私は思います。

以上でございます。

○**議長** ありがとうございます。

ほかにご発言ございませんか。はい、小笠原委員。

○**小笠原豊委員** 私は、定数特例を適用していただきたいという考えに変わらないということを再度申し上げたいと思います。

確かに、今までの意見をお伺いしますと、定数特例なしという方向性が非常に強くなってきているような感じもいたしますが、実際に全国の事例とかを調査してみたときに、選挙やって旧自治体の範囲である選挙区から1人も出ない事例が実際にあったわけで、その中でにわかに危機感が高まって、かえって新市の一体感に対して阻害要因になって、かなりもめているというふうな状況もあるわけで、そういうふうなことを考えたときに、では私たちの町でそういうことがはたしてあるだろうかということを考えてみましたときに、最高得票数とかを比較しても、これはかなりの人口数の差がありますから、かなり可能性としてゼロということもあり得ると。これは非常に高い確率だろうと私は感じております。ですので、もちろん旧選挙区といいますか、田代とか比内からもし選出議員がゼロということになれば、住民の意識としては非常に危機感というものが大きくなるのではないかということとを心配しておりまして、そういう観点からも定数特例を適用していただきたいということを再度申し上げておきたいと思います。

それと、議会に持ち帰りということになるかと思いますが、議会の意向だけで全部決まってしまうと、私たち学識委員が参加している意義もなくなるので、大館の委員の方々も、田代の委員の方も発言しておりますから、そういうことで比内の委員の方々にも発言していただければ、より参考になるのではないかと思います。

○**議長** 各議会に持ち帰ってご相談ということになりますけれども、せっかくですから、どうか学識の委員の皆さんの方からも発言してほしいという小笠原さんのお話してございましたので、どうぞご発言いただければありがたいと思います。ございますか。

それではですね、各委員からのご発言もございましたけれども、先ほど来、大館市議会並びに田代市議会、各協議会におきましては、議会に持ち帰った上でひとつ議論をし、また協議会の方にその結果を発表したいということでございますけれども、この両議会の協議結果を待って、次回への継続協議ということで、それではこのたびは収めさせて頂いてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**議長** それでは、特段ご異議がないようであれば、このように取扱うことにいたします。

以上で、協議事項は終了いたしました。

続きまして、(3)の報告2を議題といたします。

報告第12号、大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程について事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 44ページをお開きいただきたいと存じます。44ページでございます。

報告第12号、大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程の報告でございます。

45ページをごらんいただきたいと思います。

この規程につきましては、先ほどご説明いたしました会議運営規程に基づいて規程を作らせていただいておりますので、この中に報告という形にさせていただいたものでございます。

先ほどから申し上げておりますようにアンダーラインを引いている箇所が、従来との変更箇所でございますが、第2条には傍聴の手続きを定めてございます。傍聴する際には、自己の住所、氏名及び年齢等を記入しなければならないということで、47ページには別紙様式として傍聴受付簿を載せてございます。

それから、第3条は傍聴人の制限でございます。傍聴人は、会議場の規模に応じて制限できるようにしてございます。

それから、第4条は傍聴席に入ることのできない者としたしまして、1番から書いてございますように、危険性がある者、それから会場の秩序を乱すような者、会議を妨害するような者については、傍聴席に入ることとはできないとしてございます。

それから、第5条につきましては、傍聴人の守るべき事項について記載してございます。

それから、写真等の撮影の禁止ということでございまして、議長に許可を得た場合は、この限りでございせんが、一般的にはできないということにしております。一番最後の附則でございますが、この規程は平成16年7月6日、本日から施行するということでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございましたらばご発言をお願いします。

「なし」の声

○議長 特にないようですので、以上で本日予定されております案件はすべて終了ということになります。

その他の事項として委員の皆様から何かご発言ございますか。はい。

○小笠原豊委員 最初の合併協議会で合併スケジュール表というのが渡りましたけれども、これは比内町の加入に伴ってスケジュール変更はなされているわけですが、先ほどの今後の合併の期日の協議をした上で、改めてお渡しいただけるということになるのでしょうか。

○議長 はい、事務局。

○事務局 確かに比内町さんの加入に伴いまして、スケジュール的には当初の日程どおりにいかないんじゃないかということで、事務サイドでは考えてございます。ただ、合併の期日の問題もございしますので、それとあわせて今後提出してご理解をいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ということで、またご議論いただく機会をつくりたいと思います。

ほかにございませんか。

「なし」の声

○議長 それでは、特段ないようであれば、事務局から何かありますか。

○事務局 次回の合併協議会についてでございます。次回の第7回合併協議会は、8月2日、午後1時30分から比内町役場の2階大会議室において開催をお願いしたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは皆さん、大変お疲れさまでございました。比内町が加入されまして最初の合併協議会も、皆様のご協力のもとに無事終了することができました。

次回は、8月2日、比内町役場での開催となります。

本日は、大変ありがとうございました。

○**司会** 大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、第6回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。

本日のご協議、誠にありがとうございました。

午後2時57分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員

